

平成 30 年 1 月下旬 酪農経営収支明細書等の送付

生乳出荷組合員の皆様には、平成 29 年 1 月から 12 月までの月々の「受託販売生乳代金明細書」を集計した「平成 29 年分酪農経営収支明細書」、「取引先振込一覧表」、平成 29 年 12 月 31 日現在の「預り金残高証明書」を 1 月下旬に簡易書留郵便をもって郵送する予定としております。酪農経営収支動向の把握並びに税申告等のための参考資料としてご活用下さい。

ご注意下さい!! 飼料として使用する“粃米”への農薬の使用



近年、生産及び利用が拡大している飼料用米では、粃すりをせずに粃米のまま家畜に給与する取組が普及していますが、粃は、散布された農薬が直接付着する部位であることから、粃米は、玄米に比べ、農薬の残留量が多いことが確認されている中、農林水産省では、粃米を給与した家畜から生産した畜産物の安全確保を図るため、「飼料の有害物質の指導基準の制定について」（昭和 63 年 10 月 14 日付け 63 畜 B 第 2050 号農林水産省畜産局長通知）を改正し、出穂以降、飼料用米に使用される農薬の成分については、飼料となる粃米の有害物質の管理の対象となる基準値（以

下「粃米の基準値」という。）を順次定めています。

一方、以下 3 に掲げる農薬の成分（粃米の基準値が定められている又は粃米に残留しない農薬の成分）以外については、粃米を給与した家畜から生産した畜産物の安全性が確認されていないことから、以下 1 及び 2 のとおり有害物質の低減対策を行うとされました。

なお、これは農林水産省作成の「多収品種の栽培マニュアル（農林水産省のホームページ（<http://www.maff.go.jp/j/seisan/kokumotu/siryouyoumai.html>）で当該対策が記載してありますのでご確認ください。

- 1 飼料用米について、出穂以降（ほ場において出穂した個体が初めて確認される時点以降をいう。以下同じ。）に農薬の散布を行う場合には、家畜へは粃すりをして玄米で給与すること。
- 2 粃米を家畜に給与する場合は、出穂以降の農薬の散布は控えること。
- 3 ただし、以下の農薬の成分は、前 1 及び 2 の低減対策を要しない。

リン酸第二鉄、ACN（キノクラミン）、BPMC（フェノブカルブ）、PAP（フェントエート）、アジムスルフロン、アゾキシストロビン、イソチアニル、イソプロチオラン、イミダクロプリド、エチプロール、オキシリニック酸、オリサストロビン、カルフェントラゾンエチル、クロチアニジン、クロマフェノジド、ジノテフラン、シハロホップブチル、シメコナゾール、シラフルオフェン、チアメトキサム、チオファネートメチル、ニテンピラム、ヒドロキシイソキサゾール、ピロキロン、フェリムゾン、プロロフェジン、フラメトピル、フルセトスルフロン、フルトラニル、プロベナゾール、ペノキススラム、マラソン（マラチオン）、メトキシフェノジド、メトミノストロビン及びメプロニル

なお、これらの農薬の成分を含む農薬の種類は前ホームページでご確認下さい。ただし、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 2 条第 1 項の規定に基づく農薬の登録がされ、かつ、農薬の種類が上記の農薬の成分の組合せであれば、この限りでは無いとされています。

平成 29 年産飼料用稲 (WCS) 収穫終わる 収穫作業期間 77 日、収穫量 14,869 ロール

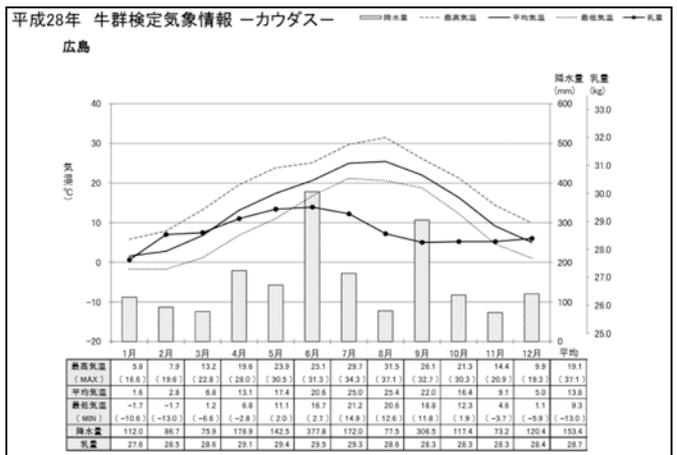
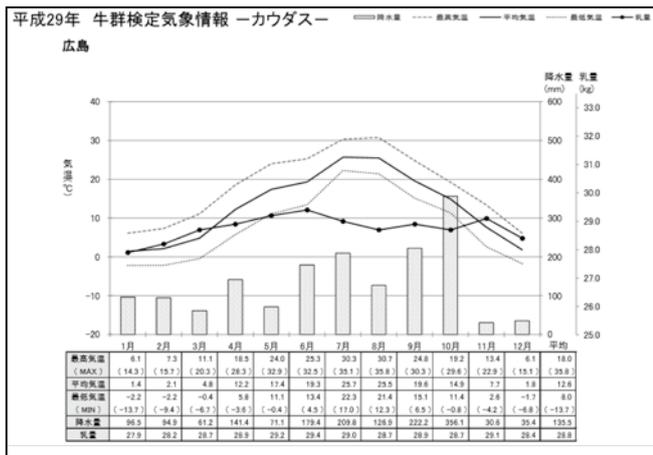
主として、広酪の製造飼料(広酪TMR20WCS)の原料となる飼料用稲(WCS)の収穫は12月26日に終了した。

収穫作業は、4台の収穫機械と6台のラップマシンを用いて9月11日に開始し12月26日迄の間で正味77日を要した。1日当たりの収穫面積は1.75haとなった。平成29年の収穫に際しては、長雨にたたられて年末まで時間を要した。

収穫した飼料用稲(WCS)の品種は、「たちあやか」、「たちすずか」の2種類で、前者の作付面積は約24.8ha、後者は110.2haで総作付面積は約135ha、収穫量は14,869ロール(重量換算4,312トン)で、この内、製造飼料原料仕向けは、12,665ロール(重量換算3,673トン)となった。このほか買取調達分の3,400ロール

を加えて総確保数量は、16,065ロールとなった。

平成29年の収穫は、その適期に長雨にたたられたが、平成29年と28年の月別雨量の状況について「牛群検定気象情報(カウダス)」のデータからみても、平成28年の10月雨量は、117.4mmに対して平成29年の同月は、356.1mmと3倍も多かったことがわかる。



平成 30 年度加工原料乳生産者補給金等単価 → 10.66 円/kg

加工原料乳生産者補給金制度は、昭和41年4月に制定の「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法」のもとで機能してきた。この法律は平成30年3月31日付けで廃止となり、同制度は、平成30年4月からは恒久法である「畜産物の価格安定に関する法律」のも

とでの取り扱いとなる。

去る12月15日開催の自由民主党畜産・酪農対策委員会では「平成30年度畜産物価格等」を決定され、この内、平成30年度の加工原料乳生産者補給金等の措置は次の通り定められた。

■平成30年度加工原料乳生産者補給金等の措置概要

区分	平成29年度	平成30年度
①対象数量	350万トン(315万トン)	340万トン
②加工原料乳補給金単価	10.56円/kg	8.23円/kg
③集送乳調整金	—	2.43円/kg
④合計(②+③)	10.56円/kg	10.66円/kg
⑤所用額	370億円	363億円

ビタミン倍額急騰

平成 29 年度第 4・四半期(1 月～ 3 月)配合飼料等価格の動き 配合飼料値上げ・哺育脱脂粉乳値下げ

平成 29 年度第 4・四半期の配合飼料価格は、原料のトウモロシンの作柄は 5 年連続の豊作でシカゴ定期相場は軟調で推移しているものの出荷コストが上昇、大豆粕は中国の需要増加から値上がりで推移、糟糠類はグルテンフィード・ふすまの発生量減少から取引相場

は堅調で推移。しかも、海上運賃は中国向けの石炭・鉄鉱石需要が多く大西洋での引き合いが強く値上げ推移。これに為替相場の円安基調での推移が加わり、総じて値上げとなりました。一方、哺育飼料は脱脂粉乳価格の引き下げになりました。

1) 広酪製造飼料価格(平成 29 年度第 3・四半期との比較)

品目名	前期比較
広酪TMR20WCS	0.1 円の値上げ

■価格改定:平成 30 年 1 月 1 日から

2) 系統組織の価格動向比較(平成 29 年度第 3・四半期との比較)

系統組織	配合飼料	哺育脱脂粉乳
全国酪農業協同組合連合会	1.8 円/kg値上げ	23 円/kg値下げ
西日本くみあい飼料(株)	1.9 円/kg値上げ	23 円/kg値下げ

■価格改定:平成 30 年 1 月 1 日から

3) 広酪扱いのビタミン・ミネラル混合飼料の価格

(消費税込み)

銘柄名	規格	現行価格	改定価格	改定幅
①HR1014C	1L	3,326 円 / L	7,484 円 / L	4,158 円/L ↑
②VIPヘルスペレット	20kg	10,378 円/袋	15,822 円/袋	5,444 円/袋 ↑
③マクロッピー	20kg	4,852 円/袋	5,484 円/袋	632 円/袋 ↑
④全酪ミクロス	20kg	10,876 円/袋	15,974 円/袋	5,098 円/袋 ↑

■価格改定:平成 30 年 2 月 1 日から

【価格改定に至った最大の要因】

平成 29 年 10 月 31 日、ビタミン A、E 及びカロテノイド類の製造において、世界製造の約 40% を占める大手製造会社「BASFSE ドイツ・ルートヴィッヒスハーフェン工場」で発生した火災により、その製造家屋・機械設備が甚大な被害を受けたことに加えて、ビタミン加工工場がある中国の製造メーカーでは、国の地球環境規制の強化策を受けて製造量を抑制する方向に転換したこと並びに市場競争の高まりから、日本国への輸出が潤沢でない状況に晒されたことが最大の値上げ要因である。

牛乳乳製品だけで約 314 億円

日欧 EPA(経済連携協定)・TPP11 による国内農業への影響

農水省は、日欧 EPA(経済連携協定)による国内農業への影響分析結果を公表、牛乳乳製品は同協定発効後、生産額が年間最大約 185 億円減少すると予測した。併せて公表した米国を除く 11 カ国の TPP(環太平洋連携協定=TPP11)でも、牛乳乳製品だけで約 314 億円の減少を見込んだ。

試算では国産主要農畜産物について、各協定が発効後の移行期間を経て、関税削減・撤廃を全て完了した場合の影響をシミュレーションした。

牛乳乳製品の場合、日欧 EPA では、ソフト系チーズの一部関税撤廃(3 万 1,000t)やバター・脱脂粉乳の低関税輸入枠導入(1 万 5,000t)などを行うこととしており、これらの影響で国内生産額(対象は生乳)は年間約 122 億円～185 億円減少すると見通した。国内の生乳の農業算出額は年間約 7,314 億円(平成 27 年度)だが、EPA 発効でこのうち約 3% が失われることになる。

農水省は品目別の減少幅について、①チーズは 76 億～86 億円、②バター・脱粉等は 39 億円～78 億円、

③生クリーム・脱脂濃縮乳等は 19 億円～39 億円と試算。割安な EU 産の輸入乳製品に引きずられ、各用途の乳価が下落するのが原因で、下落幅はソフト系チーズが 1kg 当たり 4～8 円、ハード系チーズは 5～11 円などを見込んだ。

一方、TPP11 発効後の牛乳乳製品については、米国抜きでも日欧 EPA を上回る年間約 199 億円～約 314 億円が減少すると指摘した。このうち、最も影響が大きいのは 7 万 t の低関税輸入枠を設けるバター・脱粉等で、減少幅は 71 億円～141 億円。関税を撤廃するハード系チーズは 86 億円～92 億円の減少を予測した。

農水省は、EPA・TPP 両協定の試算結果について「関税削減などの影響で生産額は減少するが、体質強化対策によるコスト低減や、経営安定対策などで生産者の所得と国内生産量は維持できる」と強調。このほど策定した総合的な TPP 等関連政策大綱に基づき、国内対策に万全を期す考えを示した。

そろそろご準備下さい!!

平成 29 年度 乳房炎ワクチン・産み分け用選別精液

自家育成保留奨励など助成金の受給に向けて

広酪は、衛生的乳質ペナルティを財源に、①良質生乳出荷対策、②生乳生産基盤対策の2本柱のもとで、以下の事業に取り組むこととしております。これら事業利用参加をご希望の各位には、その対応・準備を行っ

ておられるものと存じますが、これら事業に関する申請期限等が近づいておりますので、必要書類の整備など提出に向けた事前準備をお願いします。

【対象事業内容】 ※詳細は、らくのうだより6月号(2017)18頁に掲載しておりますのでご確認ください。

1. 乳房炎対策ワクチン(スタートバックに限る)接種助成

対象期間：平成29年4月以降に第1回目を接種し、ワクチネーションプログラムによって、平成30年2月末日までに第3回目のワクチン接種を完了した乳用種
助成金単価：1頭あたり5,100円以内
必要書類：申請書、事業実施明細書、診療等種別通知書等の写し
申請書等の提出期限：平成30年3月15日

2. 産み分け用選別精液助成事業

対象機関：平成29年4月から平成30年2月末までの購入した選別精液
助成本数枠：平成29年2月の頭数調査において、12ヶ月以上の乳用育成牛頭数に経産牛頭数を加えた合計頭数の30%。ただし、上限100本、最低20本の枠は保証。
助成金単価：6,000円以内/本
※税込購入単価が6,000円を下回る場合は購入単価以内
必要書類：申請書、ラベルの写し(全枚数)、購入明細等(当組合を通していない場合)
申請書等の提出期限：平成30年3月15日

3. 自家育成保留奨励助成事業

対象期間：自家生産牛で平成29年4月から平成30年3月末までに初産分娩した牛
※育成牛導入の場合は、分娩前12ヶ月の飼育期間が必要
助成金単価：6,000円以内/頭
必要書類：出生報告カード ※死産の場合、耳標番号無記入の出生報告カード
申請書等の提出期限：平成30年4月5日

平成 29 年 11 月 4 日 トラック運送(運賃・料金)收受ルール変更 集乳運賃・送乳運賃はどの様に・・・!?

「標準貨物自動車運送約款等の改正概要」が国土交通省や全日本トラック協会、都道府県トラック協会を通じて各運送会社等に対して情報発信されています。

広酪にも、同様の情報提供があり、集乳業務や飼料配送業務を委託する運送業者からは、この改正に伴い現行の集乳運賃や配送運賃に関して単に「運賃」としていたものを「運賃」と「料金」に区別した対価をもつての取引を求めるとの申し出もありません。

また、現況の原油輸出国の出荷制限や為替相場の影響から燃料代の値上げが続く状況の中で、運送各社における収支圧迫から、生乳輸送における集乳運賃や送乳運賃改定を求めるとの声もあります。

この改定要求は、現況に止まらず過去より求められ続けている中で、集乳車両の積載量に応じるよう集乳路線の見直し等を行うなどで対処してきましたが、地域によっては、産地指定牛乳の取り扱いなどの制約から、集乳の路線合理化調整が極めて困難な状況もあります。

こうした中で、広酪にはこれら課題の解消を迫られる現実にあります。これには組合員皆さんの理解と協力を得ることが必須となるものと考えており、ここに近況情報をおつなぎします。

標準貨物自動車運送約款等の改正概要

①「運賃」と「料金」の区別を明確化します
運賃が運送の対価であることを明確化します。

運賃 (運送の対価のみ)	+	料金 (運送以外の対価)
運送		付帯業務 積込み・取卸し 荷待ち

②「待機時間料」を新たに規定します
荷主都合による荷待ちの対価を「待機時間料」とします。

③ 付帯業務の内容をより明確化します
付帯業務の内容に「積入れ」、「ラベル貼り」等々を追加します。

ご注意下さい!!

自動洗浄機能付「バルククーラー」の点検

「バルククーラー」の洗浄不良により、細菌数が増加する事例が散見される状況にあります。

バルククーラーには、自動洗浄機(CIP)が装備され、手洗い洗浄の手間を省くことが出来るなどメリットもありますが、自動洗浄機の点検やメンテナンスを怠った場合、洗浄不良を引き起こし、この結果、細菌数の増殖から折角生産した生乳を汚染し、経済的損失をもたらす懸念も生じます。

この様に、バルククーラーの自動洗浄不良により細

菌数が増殖すれば、当組合が独自に良質乳出荷を目指して行っている衛生的乳質格差金として最高マイナス40円/kgの乳価減少さえ生じる可能性すらあります。

自動洗浄機付バルククーラーは、大変便利で良いものですが、これを過信することなく日頃のメンテナンス、使用する酸性・アルカリ洗浄剤などの適正使用が行われているか、洗浄後のバルククーラー等の目視点検も併せて再点検されますことをお願い致します。

事業参加をご希望の方は、今からご準備を!!
ALICの平成30年度酪農生産基盤等の予算措置
“緊急”酪農家の働き方改革に50億円を新設!?

自由民主党「農林・食料戦略調整会」、「農林部会」、「畜産・酪農対策委員会(畜酪委員会)」が決議した(独法)農畜産業振興機構(ALIC)による平成30年度の酪農生産基盤強化等の関連対策の概要を紹介します。

特に、緊急対策では、国の農業競争力強化プログラムに掲げる「酪農家の働き方改革」を短期・集中的に

進め、省力化機械装置の導入と一体的な施設の整備などの取り組みを緊急対策として支援するため50億円の予算措置が加わる見込みにあります。

これら関連対策への事業参加・利用に関心をお持ちの方は、その意向を予め経営支援課までお寄せ下さい。

項目・内容	H30年度予算額	前年度予算額	対比
①乳用牛後継牛の確保と生産基盤強化の緊急支援	19億円	19億円	100%
酪農生産基盤強化のための総合対策【拡充】 ・後継牛の育成等のための簡易畜舎整備、機器等の導入(カーフハッチ、分娩カメラ等)への支援 ・供用期間の延長支援(肢蹄保護、乳房炎防止) ・地域における乳牛の継承、育成牛の地域内流通の取り組み(3.2万円/頭) ・繁殖性や乳量向上のための飼育環境の改善、暑熱対策 ・酪農後継者への重点的な支援(初妊牛導入5万円/頭) ・育成牛の事故率低減等に対して支援			
②生乳の流通合理化対策等	6.6億円	6.6億円	100%
・生乳の集送乳経費を削減するため、流通合理化計画の策定、大型タンクローリー、バルククーラー、生乳検査機器の導入、CSの貯乳タンクの補改修を支援するとともに、生乳廃棄の防止対策を実施。			
③酪農ヘルパー等(拡充)	9億円	9億円	100%
・ヘルパー要員の確保や育成、酪農家の傷病時利用(病気、事故、出産等)の負担軽減、利用組合の組織強化、女性等の就農定着化推進を支援。また、要員確保のため、酪農ヘルパーの認知度向上の取り組み等への支援を追加。			
④乳用牛の計画的な改良増殖推進【拡充】	9.2億円	6.2億円	148%
・遺伝情報を利用した改良体制の強化を支援するとともに、牛群検定に加入する都府県の酪農家に対し、優良乳用牛の導入を支援(5万円/頭、4万円/頭)。 ・乳用雌子牛の生産拡大のため、子牛を初妊牛に育成するまでの間、北海道等への外部預託を促進する取り組み等を支援(最大6.9万円/頭)。			

ミルカー一点検を活用しよう！ 「搾乳・貯乳機器」 外部点検から改善を

生乳出荷組合員の皆さんの良質乳出荷を支援するため、平成29年度ミルカー一点検を終えました。この点検で指摘した箇所は速やかに改善を行ってください。

※点検対象組合員 127 戸に対して 121 戸の点検を行いました。その内、現地点検に立会された組合員は 95 戸。地域別みると、南部地域と東部地域の関心が高いように思われます。立会されなかった組合員の皆さんには、点検結果を記入した「ミルカー巡回点検表」をお渡ししておりますのでご確認ください。

区分	点検項目	状態区分	改善指導事項	区分	点検項目	状態区分	改善指導事項
1	搾乳機（送乳機）の点検	正常	正常	16	ポンプ	正常	正常
2	オイルの点検	正常	正常	17	ミルカー	正常	正常
3	Vベルトの点検	正常	正常	18	送乳機	正常	正常
4	各部の点検	正常	正常	19	送乳機	正常	正常
5	真空計の点検	正常	正常	20	送乳機	正常	正常
6	圧力設定の調整	正常	正常	21	送乳機	正常	正常
7	調圧器清掃不備	正常	正常	22	送乳機	正常	正常
8	真空パイプ勾配	正常	正常	23	送乳機	正常	正常
9	真空パイプ勾配	正常	正常	24	送乳機	正常	正常
10	ミルクパイプ勾配	正常	正常	25	送乳機	正常	正常
11	受送乳系汚れ	正常	正常	26	送乳機	正常	正常
12	バケツ異銘柄	正常	正常	27	送乳機	正常	正常
13	ライナー交換・時期	正常	正常	28	送乳機	正常	正常
14	クロー容量不足・キズ交換	正常	正常	29	送乳機	正常	正常
15	クロー汚れ	正常	正常	30	送乳機	正常	正常
16	ユニット真空系ゴム交換	正常	正常	31	送乳機	正常	正常
17	ユニットミルク系ホース交換	正常	正常	32	送乳機	正常	正常
18	指摘項目合計						

■各地域の点検結果

地域	点検日程	点検実日数	実施台数	全体戸数	実施戸数	立会
備北	12月11日～26日	12日	247	39	38	26
南部	11月21日～12月1日	5日	57	11	11	11
西部	7月25日～8月10日	11日	199	40	36	28
東部	10月17日～30日	10日	173	37	36	30
合計		38日	676	127	121	95

■各地域の点検結果

No.	指摘事項	点検台数	割合	平成29年度		前年度	比率	
				指摘件数	再指摘数		指摘件数	前年
1	ポンプ能力測定不可	138	4.3%	6	4	6	100.0%	67%
2	ポンプ整備・更新	138	10.1%	14	14	27	192.9%	52%
3	オイルの流れ不良	138	4.3%	6	0	2	33.3%	0%
4	Vベルト状態・交換	138	7.2%	10	2	5	50.0%	40%
5	エアー漏れ対策	121	40.5%	49	36	58	118.4%	62%
6	真空計整備・交換	179	22.9%	41	26	46	112.2%	57%
7	圧力設定の調整必要	179	21.2%	38	22	54	142.1%	41%
8	調圧器清掃不備	179	11.7%	21	7	13	61.9%	54%
9	真空パイプ勾配	121	0.8%	1	1	2	200.0%	50%
10	ミルクパイプ勾配	121	0.8%	1	1	1	100.0%	100%
11	受送乳系汚れ	121	9.1%	11	2	11	100.0%	18%
12	バケツ異銘柄	114	0.0%	0	0	2	—	—
13	ライナー交換・時期	657	0.6%	4	1	6	150.0%	17%
14	クロー容量不足・キズ交換	657	0.2%	1	1	2	200.0%	50%
15	クロー汚れ	657	0.2%	1	1	3	300.0%	33%
16	ユニット真空系ゴム交換	657	1.4%	9	2	6	66.7%	33%
17	ユニットミルク系ホース交換	657	0.0%	0	0	0	—	—
18	指摘項目合計			213	120	244	—	—

■ミルカー一点検時の指導内容

※上記⑤⑥⑦の項目で前年度同様に指摘が多く、再指摘も多い状況にあります。老朽化したパッキン等の定期的な更新や調整が必要なものに注意してください。ミルカー一点検での指摘に対して、速やかに改善対応されたある組合員では、乳房炎の悩みから解消されたとの評価の声も届いております。指摘該当組合員には是非とも確実な改善をお願いします。

ミルクパーラー